

# 第 1 1 回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和 6 年 4 月 3 0 日 (火曜日) 開始 1 5 : 3 0 終了 1 7 : 0 0

会 場 串間市役所 3 階大会議室

## 出席農業委員 1 3 名

1 番 (会長) 原田 俊一 6 番 牧野 菜那 1 4 番 松本 壽利 2 5 番 廣見 安彦  
2 番 (会長代理) 奥村 千扶子 1 1 番 安永 博行 1 9 番 松田 富夫 (4 番欠番)  
3 番 田中 達成 1 2 番 野邊 康德 2 0 番 島田 正弘  
5 番 森 通弘 1 3 番 堀口 宗幸 2 3 番 上村 眞司

## 欠席農業委員 0 名

## 出席推進委員 1 3 名

7 番 谷口 昭 1 5 番 川崎 博樹 2 1 番 中嶋 悦雄 2 7 番 山口 浩幸  
8 番 武田 秀俊 1 6 番 内田 浩輔 2 2 番 川崎 正博  
9 番 河野 良人 1 7 番 本川 理恵 2 4 番 石上 平八郎  
1 0 番 北原 裕紀 1 8 番 山口 広昭 2 6 番 川崎 竜雅

## 欠席推進委員 0 名

## 議事録署名委員

1 2 番 野邊 康德 、 1 4 番 松本 壽利

## 議事日程

第 1 報 告 (解約) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について  
第 2 議案第 6 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
第 3 議案第 6 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について  
第 4 議案第 7 0 号 農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請に対する意見について  
第 5 議案第 7 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について  
第 6 議案第 7 2 号 農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)  
第 7 議案第 7 3 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)  
第 8 議案第 7 4 号 農用地利用集積等促進計画の要請について (新規)

## 出席事務局

5 名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一  
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第11回農業委員会定例総会を開催いたします。  
本日の出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

#### **議事録署名委員の指名**

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員は、  
12番 野邊 康徳 委員  
14番 松本 壽利 委員 にお願ひします。

議長（1番）

#### **議案の訂正**

審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案の訂正をお願いします。26ページをお開きください。議案第74号、農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号4番について、対価等の項目にあります全部で22,000円を10a当り10,000円に訂正をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

議長（1番）

#### **議案要件報告に関する連絡事項**

それでは議案審議に入ります前に、事務局による各議案の許認可要件の報告について、今月総会より一部内容を変更しますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

今総会から議案書の様式を改め、各議案の冒頭に許認可要件を記載しております。これに伴い事務局の要件読み上げを省略して時間短縮を図らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（1番）

ただいま説明がありました。各議案の許認可要件の周知徹底と、総会時間の短縮を図るため実施しますので、ご理解をお願いします。

**報告：農地法第18条第6項の規定による届出について**

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は10件でございます。内容といたしましては、地目変更、耕作者変更、農地売却、貸人の申し出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

**議案第68号：農地法第3条の規定による許可申請について**

議長（1番）

次に議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、6ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、16番委員より申請番号1番から3番の3件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

16番委員

議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件でございます。まず、1番につきましては、渡人は高齢で規模縮小につき、申請地の隣接地に実家や耕作農地を所有する受人と売買し、受人は野菜、果樹類を作付けすることにより、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、受人世帯

16番委員

は市外在住者ではありますが、週3日から4日は実家へ帰省し、本人が100日、妻が30日の従事計画であります。機械保有については、草刈り機や耕運機を所有し、トラクターもリース予定であります。技術面においてもこれまで甘藷やスイカ等の野菜類を栽培されているため問題ないと考えます。申請地の周囲は、受人の宅地と畑であり面的集積には影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、農薬の使用方法についても地域の防除基準を遵守し、定期的な草刈り作業を行うとのことでもありますので何も問題ありません。次に、2番と3番については、渡人の規模縮小に伴い受人と売買し、受人は申請地に食用甘藷を作付けする計画です。受人世帯は毎年食用甘藷、水稻、飼料用稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が150日、妻が150日、子供が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は食用甘藷や飼料作物の作付けであります。農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番から3番の所有権移転の3件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請3件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請3件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第68号、申請3件は許可することに決定いたします。

**議案第69号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について**

議長（1番）

次に議案第69号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第69号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は申請番号1番の件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号1番の1件につきましては、8ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3番委員

議案第69号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、申請人は実母の世話のため帰省し居住する計画であります。実家が老朽化しており、居住するのは困難であるため、申請地に個人住宅を建設したく申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の北側は雑種地、西側は宅地、南側は公衆用道路、東側に農地が隣接していますが、境界から1m間隔をあけて砂埃対策用の樹木を植林する計画であるため、土砂流出等の影響はないと思われまます。また、生活雑排水は合併浄化槽を通して北側道路側溝へ流し、雨水についても北側の排水管を利用して側溝へ流す計画でありますので問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第69号、申請1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第70号：農地法第5条許可後の事業計画変更申請について**

議長（1番）

次に議案第70号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請番号1番には入りませんが、議案第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の申請番号3番は関連事案でありますので、併せて審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第70号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請、申請番号1番並びに議案第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、申請番号3番について説明します。

まず議案第70号、申請1番と議案第71号、申請番号3番は、10ヘクタール以上の団地の区域内にある第1種農地であります。この2件につきましては、令和4年8月に農地法第5条許可を受けた土地の事業である個人住宅建築を達成するため、新たに公衆用道路を確保する申請であります。申請地は南側の宅地に隣接しているため、農地法施行規則第33条第1項第4号「居住する者の日常生活上集落に接続して設置されるもの」の不許可の例外に該当しています。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の議案第70号、申請番号1番は10ページにあります事業計画の変更の承認要件、aからfまでの要件をすべて満たしていると思われまます。また、議案第71号、申請番号3番は、12ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より議案第70号、申請番号1番と、議案第71号、申請番号3番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第70号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の申請番号1番の1件と、議案第71号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号3番の1件は、関連事業であるため一括して報告します。申請地図面の5ページから9ページをご覧ください。事業計画変更前の申請地は、一般個人住宅建設のため東側の里道を接道とする法定外公共物占用許可を市より受けておりますが、占用期間満了後は再度許可される見込みがなく、違反住宅として判断されるおそれがあるため、今回、農地法第5条申請番号3番の申請地を追加し、公衆用道路幅員を確保したうえ、位置指定道路として登録するため申請されたものです。農地法第5条申請番号3番の申請地の東側には農地がありますが、雨水対策として勾配をつけ西側の道路側溝に排水する計画であるため影響はないと思われまます。また、今回の事業計画変更申請は、公衆用道路を新たに確保する申請であり、個人住宅建設にあたり、周辺農地の営農条件に関する支障対策に変更はないため問題ないと思われまます。

以上、議案第70号、申請番号1番と議案第71号、申請番号3番の2件について調査いたしました。事業計画変更の承認要件に該当し、また、農地法第5条第2項の各号に該当していないため何も問題ありません。

2番委員

ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第70号、申請番号1番と、議案第71号、申請番号3番について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第70号、申請番号1番と、議案第71号、申請番号3番を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第70号、申請番号1番と、議案第71号、申請番号3番は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

**議案第71号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について**

議長（1番）

次に議案第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、先ほど審議しました申請番号3番の1件を除く、1番から9番の8件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、先ほどご審議いただきました申請番号3番の1件を除く、申請番号1番から9番の8件であります。まず、申請番号1番と2番は同一事業でありまして、10ヘクタール以上の団地の区域内にある第1種農地ではありますが、西側と南側の宅地に隣接して個人住宅を建築する申請であるため、農地法施行規則第33条第1項第4号「居住する者の日常生活上集落に接続して設置されるもの」の不許可の例外に該当しています。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請、申請番号3番の1件を除く、申請番号1番から9番の8件につきましては、12ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番から2番、4番から8番の7件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第71号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番と2番、4番から8番の7件でございます。まず、1番と2番は受人が同一者なので一括して報告します。申請地図面の10ページから13ページをご覧ください。受人は現在居住する自宅が東九州自動車道の敷地として買収されることになり、申請地に新しく住宅等を建築したく申請されたものです。申請地に隣接する農地はなく、申請地は低地でありますので隣接地と等高に造成し、周囲にブロック塀を設置する計画であるため土砂流出等の影響はありません。また、生活雑排水は合併浄化槽及び北側の既存排水管を経て道路側溝へ流し、雨水についても自然浸透及び排水管を経て道路側溝へ流す計画ですので問題ありません。次に4番については、受人は家族4人で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の14ページから17ページをご覧ください。申請地に隣接する農地はなく、生活雑排水は南側道路の下水管に接続します。また、雨水も雨水枡を経て道路側溝に放流する計画であるため問題ないと思われます。次に、5番から7番は受人が同一法人なので一括して報告します。受法人は総合病院・老人ホームを運営しており、職員の駐車スペースが足りておらず、申請地を職員駐車場として利用したく申請するものです。申請地図面の18ページから22ページをご覧ください。申請地の東側は宅地、西側は市道、南側と北側の一部に農地はありますが、北側・西側・東側はブロック塀が設置されており、南側には土堀する対策を講じるため土砂流出等の影響はないと思われます。また、出入り口はコンクリート舗装をし、敷地内は砂利敷する計画です。雨水は自然浸透で問題ないと考えます。次に、8番については、受人は家族4人で父所有の家に居住していますが、建物の老朽化に伴い申請地に個人住宅を建築及び公衆用道路を設置したく申請されたものです。申請地図面の23ページから26ページをご覧ください。申請地に隣接する農地はなく、生活雑排水は東側道路の下水管に接続し、雨水も雨水枡を経て道路側溝に放流する計画であるため問題ないと思われます。以上、申請番号1番と2番、4番から8番の7件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく願います。

議長（1番）

次に9番について、19番委員より説明をお願いします。

19番委員

議案第71号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号9番の1件であります。9番の申請地は、耕作不便なため渡人の亡夫が昭和55年頃植林しており、相続した渡人は管理ができないため、林業経営する受法人が山林として管理したく始末書添付で申請されています。申請地図面の27ペー



19番委員

ジから29ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号9番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号1番から2番、4番から9番の8件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番から2番、4番から9番の8件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第71号、申請番号1番から2番、4番から9番の8件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

#### **市長部局提案**

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に、あらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

令和6年4月分につきましては、串間市長より令和6年4月19日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第72号、所有権移転が3件、面積が12,079㎡、議案第73号、利用権設定が10件、面積が41,884㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

**議案第72号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）**

議長（1番）

議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転は申請番号1番から3番の3件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、16ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番について、9番委員より説明をお願いします。

9番委員

議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号2番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第72号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号3番の1件を報告します。3番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られ

27番委員

るため、申請番号3番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請3件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請3件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第72号、申請3件は承認し市へ通知いたします。

**議案第73号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）**

議長（1番）

次に議案第73号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分がありますが、24番委員と25番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。  
暫時休憩します。

（24番委員、25番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案第73号は、申請番号1番から10番の10件ありますが、先に3番から5番と10番の4件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第73号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番から10番の10件ありますが、先に3番から5番と10番の4件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、16ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18

事務局

条第3項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、23番委員より申請番号3番から5番の3件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

23番委員

議案第73号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号3番から5番の3件を報告します。この3件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に10番について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第73号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号10番の1件を報告します。この1件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号3番から5番と10番の4件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号3番から5番と10番の4件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということでありますので、議案第73号、申請番号3番から5番と10番の4件は承認し、市へ

議長（１番）

通知いたします。  
暫時休憩します。

（ ２４番委員、２５番委員 入室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは申請番号１番から２番、６番から９番の６件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第７３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号１番から２番、６番から９番の６件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請６件は、１６ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号・第４号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
ただいまの説明に対しまして、２２番委員より申請番号１番から２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

２２番委員

議案第７３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号１番から２番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）

次に６番から９番の４件について、２６番委員より説明をお願いします。

２６番委員

議案第７３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号６番から９番の４件を報告します。この４件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番）

これより申請番号1番から2番、6番から9番の6件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番から2番、6番から9番の6件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第73号、申請番号1番から2番、6番から9番の6件は承認し市へ通知いたします。

**議案第74号：農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）**

議長（1番）

次に議案第74号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第74号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規配分は申請番号1番から4番の4件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、24ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第74号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号1番の1件を報告します。この1件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農

8 番委員

地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

次に 2 番から 3 番の 2 件について、10 番委員より説明をお願いします。

10 番委員

議案第 7 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号 2 番から 3 番の 2 件を報告します。この 2 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

次に 4 番について、21 番委員より説明をお願いします。

21 番委員

議案第 7 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号 4 番の 1 件を報告します。この 1 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。  
これより申請 4 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。  
申請 4 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 7 4 号、申請 4 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。  
以上を持ちまして、第11回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。



令和6年4月30日

1番(会長) 原田 俊一

議事録署名委員

12番 野邊 康德

14番 松本 壽利